

横須賀法人会ニュースみなと

MINATO

CONTENTS

- 日本柔道復活への道!
三浦半島青年団体交流会で井上康生氏講演
- 法人会の改正力!
平成29年度税制改正の主な実現事項

NO.
264
2017.5

Fly! ANA Windsurfing World Cup

Yokosuka Japan

ANA ウインドサーフィンワールドカップ
横須賀大会



2017 5.11 [Thu] - 16 [Tue]

津久井浜海岸

観覧
無料

MARINE ACTIVITY!

ウインドサーフィンだけではなく、
様々なマリンスポーツも体験できる!



FOOD FESTIVAL!

三浦半島の食材を活用した
美味しいものがたくさん味わえる!





春を迎えにいく法人会の活動



法人会のゼッケンで春の海岸通りを疾走

第31回北下浦ふるさとマラソン

3月19日、南部地区会・北下浦支部が協賛する『第31回北下浦ふるさとマラソン』が開催された。法人会のゼッケンをつけて、青空のもと海岸線を元気いっぱい走る子ども達を、沿道の大人達が自分の子どもと分け隔てなく名前を呼んで『頑張れ！』と応援する。



スターターを務めた菅原会長



元気に飛び出すと応援も最高潮に

そして、年月を経て応援された子供たちが大人になって今度は自分の子どもと一緒に走るという、何ともアットホームな大会で、地域のあり方の見本を見せてくれる。31年目、参加者は2,000人を超え地域に密着した立派な大会になった。

新入会員の集い 開催

3月21日、組織委員会の主催で「新入会員の集い」が開催された。これは、法人会に入会はしたけれど『法人会ってどんな会？』『交流の場が少ない』と感じてはいないかと、過去3年間に加入した新入会員に声をかけ、法人会をより理解し利用して頂くという趣旨で2年ぶりに開催。当日は、横須賀税務署田中敏法署長も出席され、新入会員の皆さんに法人会の活動や意義について等も触れて頂いた。

参加した22名の新入会員と当会の役員等総勢70名による交流で、懇親会は大変有意義なものになった。
写真⑥

冒頭でごあいさつを頂いた
田中税務署長



会場
セントラルホテル

オレオレ詐欺に騙されない

3月29日、東部地区会の主催で防犯セミナーが開催された。(於：横須賀商工会議所)

平成28年1年間の横須賀市内の振り込め詐欺の被害は82件、被害額は1億9千万円に上る。

当日は、横須賀警察署生活安全課とかながわ信用金庫のご協力を得て、詐欺の手口や実態、銀行窓口での取組みなどを紹介、振り込め詐欺に絶対に遭わないように呼びかけた。



日本柔道復活への道！東京五輪への熱い想いを語る

青年団体の垣根を越えて 三浦半島青年団体交流会開催

3月7日、三浦半島青年団体交流会主催の講演会が、講師に全日本男子柔道総監督の井上康生氏をお招きし「日本柔道復活への道」と題して開催された。

昨年のリオデジャネイロ五輪で日本男子が全階級でメダルを獲得（金2・銀1・銅3）するという快挙の舞台裏を語って頂いた。

井上氏は「世界の強豪選手、変化するルールと戦うための徹底的な準備を重ね、常に勝ち続けるための選手個々の意識の改革、練習法の改革、体力の改革、組織力の強化、スポーツ科学の導入等々、あらゆる改革を断行しながら、日々日本柔道界そのものの基盤整備と選手の育成に力を注いだ結果」だと、映像やグラフを示しながら明快に解説した。



全日本男子柔道総監督
井上康生氏

変化していく世界基準の中で「日本柔道」をきちんと伝承していくことも我々の大事な使命だとし「すでに代表争いに熾烈な競争が始まっています。2020年の東京オリンピックで結果を出して証明できるように頑張りたい」と、熱い想いを語った。まさに全日本の監督に相応しいその人柄が満員の聴衆を魅了した。

於：セントラルホテル（聴講241名）

主催：三浦半島青年団体交流会／

(公社)横須賀法人会青年部会・横須賀商工会議所青年部・(公社)横須賀青年会議所・三浦商工会議所青年部・(公社)三浦青年会議所・横須賀青年八日会



会場を埋めた聴講の皆さん



三浦半島の将来を担う各青年団体から参加した100名を超す皆さんで交流会



講演後に各団体長と駆けつけた吉田雄人市長と井上康生氏を囲んで記念撮影

県法連青年部会連絡協議会開催

3月3日、県法連青年部会連絡協議会で挨拶する立石文彦部会長（県法連青年部会長）写真⑥

於：箱根湯本吉池旅館（参加241名）

特別講演：

演題／「夢の実現～挑戦することの大切さ～」

講師／柔道家・バルセロナ五輪金メダリスト

IPU環太平洋大学教授 古賀稔彦氏



法人会の改正力!

平成29年度

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成29年度税制改正では、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われるとともに、経済の好循環を促す観点から研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の拡充等が行われました。

法人会では、昨年9月に「平成29年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制や事業承継に関する税制の見直しなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現することとなりました。

— 法人会の提言 —

— 改正の概要 —

[法人課税]

1. 中小法人に適用される軽減税率の特例

●中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成29年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。



●中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限が2年延長されます。

2. 中小企業投資促進税制

●中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。



●中小企業投資促進税制の上乗せ措置(生産性向上設備等に係る即時償却等)については、「中小企業経営強化税制」として改組され、これまでの上乗せ措置において対象外であった器具備品・建物附属設備が対象に追加されます。
●中小企業投資促進税制については、適用期限が2年延長されます(対象資産から器具備品を除外)。

3. 地方のあり方

●地域経済と雇用の担い手である中小企業には、依然としてアベノミクス効果が浸透していないとの声が多い。相乗効果が期待された地方創生との関連でも、その成果を目に見える形で示していくべき。
●償却資産に対する固定資産税については、将来的には廃止も検討すべきである。
●地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。



●中小事業者等が取得する一定の機械・装置に係る固定資産税の課税標準の特例(課税標準を最初の3年間は価格の2分の1とする)措置については、地域・業種を限定した上で、その対象に一定の工具、器具・備品等が追加されます。
●地方拠点強化税制については、雇用者の数が増加した場合の税額控除制度(雇用促進税制)について、無期・フルタイムの新規雇用に対する税額控除額が引き上げられる等の拡充措置が講じられます。

[事業承継税制]

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

●本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。



●非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度については、災害や主要取引先の倒産等により売上高が大幅に減少した一定の会社について、雇用確保要件が緩和されます。

2. 取引相場のない株式の評価の見直し

●円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や比準要素のあり方を見直すことが必要である。



●取引相場のない株式の評価(類似業種比準方式)については、配当、利益、簿価純資産の比重を1:1:1(改正前1:3:1)とするなど株式の算出方法の見直しが行われます。

[その他]

1. 震災復興

●今後も大規模な災害が発生すると予想されていることから、「大規模自然災害を想定した税制」の整備について検討することも必要である。



●これまで災害ごとに特別立法で手当てしてきた対応を常設化し、災害対応の税制基盤が整備されます。

長時間労働の削減に向けて

働き方改革に向けた取組

働き方改革の実施には、労働基準法の遵守を超えた、働き方そのものの見直しが必要で、企業トップによる強いリーダーシップが不可欠です。

例えば以下のような
取組が実施されています

1. 時間外労働の削減

- ◆経営トップが働き方改革に関するメッセージを発信
 - ◆「朝型勤務」や「ノー残業デー」、「ノー残業ウィーク」など、効率的な働き方を促す取組の導入
 - ※明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるようにする「朝型勤務」や、「フレックスタイム制」を活用した「生活スタイル変革」
 - ◆時間外労働時間の見える化
 - ◆部下の長時間労働抑制について、管理職教育の実施や人事考課項目としての追加
 - ◆一定の時間になった際のPCの強制シャットダウン など
- **長時間働くのではなく、早く帰る職場慣行・雰囲気の醸成、定着**

2. 年次有給休暇の取得

- ◆休暇取得計画の設定やその計画が実施されるようなフォロー（月1日以上のお休み、土日、祝日に休暇を組み合わせた連続休暇など）
 - ◆年次有給休暇の計画的付与制度の導入
 - ◆部下の休暇取得状況を管理職の人事評価項目に盛り込む など
- **年次有給休暇を取得しやすい雰囲気の醸成、定着**

3. 多様な働き方を実現するための対応

- ◆短時間正社員制度の導入
 - ◆在宅勤務などのテレワークの導入
 - ◆「ボランティア休暇」や「勤続年数節目休暇」など、年次有給休暇以外の休暇制度の導入 など
- **さまざまな事情を持つ人が、活躍できる環境の整備**

あなたの会社に毎晩遅くまで残業している労働者はいませんか？

**トップが危機意識を持って、
長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。**

短時間労働者に対する厚生年金保険等の適用拡大について

このたび「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布となり、平成29年4月1日から常時500人以下の企業等にも適用拡大され、下記ア、イの事業所に勤務する短時間労働者も、新たに厚生年金保険等の適用対象となりました。

短時間労働者が厚生年金保険等の適用対象となると、将来、基礎年金に加え報酬比例の厚生年金を受け取ることができるようになるなどのメリットがあります。

新たに適用拡大となる事業所

次のア、イに該当する、被保険者数が常時500人以下の事業所

ア. 労使合意に基づき申し出をする法人・個人の事業所

イ. 地方公共団体に属する事業所

※国に属する事業所は平成28年10月から適用を拡大しています。



労使合意に基づき申し出をする法人・個人の事業所の手続き

1. 次の同意を得たことを証する書類（同意書）を添付し、本店または主たる事業所の事業主が平成29年4月以降に「任意特定事業所該当・不該当申出書」を提出してください。

- ① 従業員の過半数で組織する労働組合の同意
(労働組合がないときは②、③のいずれか)
- ② 従業員の過半数を代表する者の同意
- ③ 従業員の二分の一以上の同意



2. 短時間労働者の「被保険者資格取得届」を提出してください。

※「従業員」とは、厚生年金保険の被保険者、70歳以上被用者および短時間労働者を指します。

※「短時間労働者の資格取得年月日」は、上記申出書の受理日（任意特定適用事業所該当日）となります。申出書を郵送される場合には、該当日をご確認のうえ資格取得届を提出してください。

健康保険・厚生年金保険

被保険者資格取得届の様式変更について

平成29年1月より、健康保険組合に加入している事業所が利用される「被保険者資格取得届」の様式が変更され、基礎年金番号記載欄とマイナンバー記載欄のある様式になりました。なお、届出先（健康保険組合または日本年金機構）によって届書の記載方法が異なりますので、ご注意ください。

なお、全国健康保険協会に加入している事業所は変更ありません。従来の基礎年金番号のみを記載する様式をご利用ください。

◎【健康保険組合への届出書】（健康保険に関する届出）

マイナンバーを必ず記載してください。

従業員に対し健康保険の事務にマイナンバーを利用することをお伝えいただき、マイナンバー法に基づく番号確認と身元確認を実施してください。

◎【日本年金機構への届け出】（厚生年金保険に関する届出）

基礎年金番号を必ず記載してください。

お問い合わせ先 日本年金機構横須賀年金事務所 厚生年金適用調査課

横須賀市米が浜1-4 Flos横須賀 電話 046-827-1251（音声案内3）

平成29年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成29年度税務職員採用試験」を行います。
ご興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

記

- ◇受験資格
 - 1 平成29年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成30年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
 - 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

- ◇申込手続
 - 1 申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。
[http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html]
 - 2 受付期間
平成29年6月19日(月)～平成29年6月28日(水)[受信有効]
 - 3 受験案内交付期間
平成29年5月9日(火)～平成29年6月28日(水)
9時～17時(土曜日及び日曜日を除く。)
 - 4 受験案内交付場所
東京国税局又は各税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
(注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm]

- ◇試験日

第1次試験 平成29年9月3日(日)
第2次試験 平成29年10月11日(水)～平成29年10月20日(金)のうち指定された日時

- ◇問合せ先 横須賀税務署総務課 他村 (TEL 046-824-5500 内線4202)



消費税期限内納付 推進運動実施中!

消費税の期限内
納付を忘れずに。

- ☑ 消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。
- ☑ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※1)。

消費税には
申告・納付期限^(※2)
があります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方
は振替納税も
利用できます。

- ☑ 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ☑ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回 (確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回 (確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回 (確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回 (確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)



※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
 ※2 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
 ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
 ※4 直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税を含まない年税額)が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。



横須賀市立市民病院

泌尿器科 科長

藤川 敦 先生

～前立腺肥大症について～

今回は前立腺肥大症についての話です。

前立腺は男性にのみ存在する臓器で、精液を作っています。加齢とともに、前立腺は肥大することが多く、尿の通り道である尿道は前立腺のほぼ真ん中を通過しているため、前立腺肥大症になると、尿道が狭くなっていき、尿の出方が悪くなっていきます。

おなかに力を入れないとおしっこが出ない、おしっこを出した後も、まだ残っている感じがする、おしっこの勢いがなくなってきた、おしっこが途中で途切れる、トイレに何度も行きたくなる、急にトイレに行きたくなる、……等々の症状がある場合は、それは前立腺肥大症が原因である可能性があります。

このような症状があり、その原因が前立腺である場合、そのまま放置しておくとうどうなるのでしょうか？

実は、肥大した前立腺というのは、基本的には元には戻りません。そのため、治療しなければ、症状は悪化することはあっても、改善することはありません。

放置した場合、夜間の飲酒などを契機に、尿が出なくなってしまうことがあります（尿閉）。下腹部が膨満して非常に苦しみます。やむを得ず夜間に救急受診され、尿道に排尿用のカテーテルを挿入しなければならないこともあります。また、前立腺肥大症による排尿障害が長期にわたると、やがて排尿機能は破綻し、やはり排尿用カテーテルの挿入、という状態になってしまいます。

前立腺肥大症自体は、前立腺がんなどの悪性疾患ではなく良性疾患です。前立腺肥大症が前立腺がんに変化することはありません。しかし、排尿に関する症状

が前立腺肥大症であるとは限らず、その症状の原因が前立腺がんによる場合もあります。原因を見分けるには、泌尿器科による診察・診断が不可欠です。そのうえで、原因に応じた治療法が提示されます。

泌尿器科を受診された場合、まずは症状に関するお話を色々伺います。また、症状に関するアンケート用紙に記入していただき、症状の程度を点数化して評価します。超音波で前立腺の大きさを測定することもあります。癌との鑑別には前立腺がんの腫瘍マーカー（PSA）が有効です。採血検査ですので、症状のある方は、ほぼ全員採取しています。

治療としては、症状が軽度なら投薬治療が基本です。強い排尿障害、あるいは尿閉状態の方には、レーザーによる内視鏡治療が行われています。開腹手術ではなく、入院も1週間未満のことが多いので、負担は比較的少ないのではないかと思います。

三浦半島西部地域は高齢化の進行が顕著で、前立腺肥大症の方が多く、日々の診療での数多くの患者さんが受診されています。もし、ご自身の排尿に関する症状で、気になることがあれば、やはり一度は泌尿器科専門医による診察を受けられることが望ましいと思います。

(公社)地域医療振興協会
横須賀市立市民病院

横須賀市長坂1-3-2
TEL 856-3136 FAX 858-1776

e-Tax宣言!! (公社)横須賀法人会はe-Taxでの申告・納税を積極的に推進します。

税理士による代理送信で e-Tax の利用を!!

(公社)横須賀法人会では、e-Taxによる申告・納税を推進しています。

税理士に依頼される際にも、ぜひ、**e-Tax**で『代理送信』をご利用下さいますようお願い致します。まずは、お手元のパソコンから開始届けが提出できます。 <http://www.e-tax.nta.go.jp>
e-Taxの利用についてのお問い合わせは、法人会事務局(TEL 825-7100)までお気軽にどうぞ。

PWA・ANAウインドサーフィンワールドカップ横須賀大会



Schedule —観覧無料—

5月11日(木)

13:00 競技開始予定

17:00 競技終了予定

5月12日(金)~15日(月)

10:00 競技開始予定

17:00 競技終了予定

5月16日(火)

10:00 競技開始予定

15:00 競技終了予定

16:00 表彰式・閉会式

世界のトッププロに会いに行こう!

横須賀大会では、ウインドサーフィン種目のうち「スラローム」競技が実施されます。一般に強風下で行われ、荒馬のようなボードコントロールが見どころの迫力あるレースが魅力です。



※天候や風の状況により、スケジュールが変更になる場合があります。

※13日(または14日)は、風が弱く公式レースの開催基準を満たさない場合、ウインドマラソンを行う場合があります。

※観覧船の運航やウインドサーフィン&SUP無料体験会・フードフェスティバル等 詳しくは公式HPから

公認 Professional Windsurfers Association

主催 ANAウインドサーフィンワールドカップ横須賀大会実行委員会

新 会員紹介

(平成29年2月～29年3月 順不同・敬称略)

— 広げよう会員の輪 —
近くの会員企業を利用しましょう

支 部	法 人 名	代表者名	所 在 地	電 話	業 種
東部地区会					
大矢部	(有)山田自動車商会	山田 久男	佐原1-19-1	834-7272	自動車販売
南部地区会					
久里浜西	(株)クリエイト設計	木村 浩久	ハイランド3-37-4	847-0984	一級建築士事務所
北下浦	(有)大梅田	山田 聡	長沢6-33-12	848-6568	自動車洗車業
北下浦	伺げんき農場	内藤 義和	津久井3-16-7 プリマローズ102	849-6606	農業
西部地区会					
大楠	(株)リライズ	三村 高志	佐島1-3-21	874-9902	住宅リフォーム工事業
三浦地区会					
三崎第3	(株)テック	松川 尚哉	三崎町小網代590-4 コムサトウ203	880-1663	サービス業
初声	(株)In Detail	尼野 克明	初声町下宮田891-24	874-7892	インテリア・内装業



日本の象徴としての国歌・国旗・
国花について触れてみたいと思います

【国歌】

日本の国歌は「君が代」です。「君が代」は天皇のことを指しています。歌詞の内容は「天皇の治世が永久に続きますように」という願いが込められています。

この歌は、もともと天皇が世の中を統治していた時代である10世紀初頭に編纂された「古今和歌集」にある和歌からとられています。そのため、象徴天皇制の現代においてこの歌を国民が国歌として歌うことに関しては、様々な議論があります。しかし、目下のところこの歌は国歌として国家的祭典、国際的行事、学校や祝祭日などにおいても歌われています。国技である大相撲でも千秋楽の優勝者表彰の時には観客全員が起立して斉唱します。

【国旗】

法で定められていませんが、白地に赤い丸を描いた旗が日本の国旗として使われています。「日本」とはもともと「太陽が昇る国」という意味であり、赤い丸は太陽を象徴しています。

英国旗を「ユニオンジャック」、米国旗を「星条旗」というように、日本の国旗は「日の丸」といいます。

この「日の丸」は旗以外に赤い丸単独でも用いられ、様々なシンボルとしても使われています。

【国花】

日本人に最も愛好され、日本を象徴する花といえは「桜」です。日本人は、1週間ほどで散ってしまう桜から、美しさとともに無常感や物悲しさ、あるいは潔さを読み取ります。この花と日本人の叙情は昔から深く結びついていて、平安時代(794～1185)以来、和歌にもよく詠まれています。昭和時代(1926～1989)初期から第2次世界大戦までの間は、この桜の散り際の潔さが軍国主義に利用されて、特攻隊の死が美化されたりしたのです。

今では、アメリカのワシントンD.C.のポトマック河畔やドイツのベルリンの壁跡など、その美しさが平和のシンボルとして日本から海外に贈られた桜が、その薄桃色の花を春ごとに咲かせ人々を楽しませています。

広報委員 (有)金井保険事務所 金井 鐵心

会員募集中!

なぜ? 80万社の社長たちは『法人会』に入会したのか!

- 法人会は、創設60年を超える全国で80万社が加入する団体です。
- 会社経営に役立つ税知識や経営情報を提供します。
- さまざまな業種の人と出会いは、新しいつながりとビジネスを生み出します。
- 法人会への参加が税に関する提言や社会貢献の力になります。



お問合せ：
法人会事務局
TEL 825-7100



法人会のビジネスガード
Business Guard *Series*



**世界有数の地震国、日本！
いつ、どこで大地震が発生しても
不思議ではありません。**

**地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を！**



プロパティガード
Property Guard

法人会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)

地震災害のリスクから会員企業をガードします！

お問合せ先

AIU損害保険株式会社
URL:<http://www.aiu.co.jp>

横浜プロチャネル営業部

〒222-0033 横浜市北区新横浜2-4-19 富士火災横浜ビル8階
TEL. 045-277-3110 FAX. 045-476-8175
(受付時間：午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。
建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。